

鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金実施要領

第1 趣旨

この要領は、鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第11条の規定に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

1 本補助金の対象事業（以下、「補助事業」という。）は、都市部の企業人材等の本県でのワーケーション実施を推進するために実施する次に掲げる事業とし、（1）から（3）の全てを実施すること。ただし、（1）については、既に働ける環境が整備されている場合にはこの限りとしな

（1）ワーケーション拠点施設の整備

（2）拠点施設利用者誘致のためのワーケーションの体験イベントの開催及び参加者募集のための広報

（3）拠点施設を利用するワーケーション実施者と地域の住民や企業との交流を図る事業

2 対象事業は次に掲げるすべての条件を満たすことを要するものとする。

（1）補助事業完了後、5年以上継続して拠点施設の運営を行うこと。

（2）宗教活動、政治活動でないこと。

（3）社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。

（4）補助対象経費について国又は県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。

（5）補助金交付決定後、当該年度内（3月31日まで）に事業を開始すること。

第3 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、民間企業、団体、NPO等（法人格を持たない場合は、規約等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者）とする。

2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としない。

第4 補助対象経費

1 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する（1）の経費から（2）の経費の額を控除したものとする。

（1）対象経費

ア 施設整備費（拠点施設整備のための建物の改修（新築は、含まない）、設備の新設・改修、拠点施設整備と一体的に実施する1件10万円以上の備品購入に要する経費。ただし、補助事業開始1年目のみ対象とする。）

イ 拠点施設の賃借に要する費用

ウ 電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約（新たに締結され、又は変更されたものに限る。）に基づき支払う費用

エ 補助事業実施に伴い発生する直接人件費

オ その他知事が必要と認める経費

（2）対象外経費

ア 特定の個人や個別企業に対する給付及びそれに類する費用

イ 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用

- ウ 食糧費
- エ 視察旅費
- オ 消費税及び地方消費税
- カ その他知事が不相当と認める経費

第5 事業の実施手続き

1 本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体は、次の書類を交流人口拡大本部ふるさと人口政策課に提出期限までに提出するものとする。なお、提出期限はふるさと人口政策課長が別に定める。

- ①鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 事業計画書（様式第1号）
- ②鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 収支予算書（様式第2号）
- ③鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 評価項目に対する考え方（様式第3号）

(2) 事業の採択にあたっては、提出のあった事業計画の中から民間等を含めた審査会における事業の審査に基づき決定する。

(3) 審査方法

審査書類及び必要に応じてヒアリングによる審査会を実施し、助成する事業計画を審査する。

(4) 審査基準

審査は次の事項を総合的に判断して行う。

評価項目	内 容
事業の企画力	事業内容が、補助金の目的を踏まえたものとなっているか。事業内容に魅力があり拠点施設利用者の確保が実現可能か。
事業の連携・協力体制	市町村や関係機関の協力等がとられたものになっているか。
事業計画の実現性	資金調達（自己資金）の確保や実施体制、予算やスケジュールを含む事業計画について実現可能か。
事業の波及効果	都市部等の企業人材等による本県でのワーケーション推進のための情報発信力が認められるか。地域の地域活性化や経済効果等が認められるか。
事業の継続性	収支計画は実現性のある計画か（拠点施設利用者数、各単価等、活動スケジュール、人材確保等）

(5) 結果の連絡

審査結果については、審査を受けた全ての者に文書にて通知する。なお、採択された事業案件は公表することがある。

(6) 採択された場合、補助金の交付を受けようとする者は鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第5条に係る様式第1号を作成し、要綱様式第1号とともに交流人口拡大本部ふるさと人口政策課課長に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 事業計画書

1 事業実施主体

事業実施主体名 及び代表者名		
所在地		
連絡先電話番号		
メールアドレス		
ホームページ		
担当者職・氏名		
団体の 場合のみ 記載	団体の設立年月日	年 月 日
	団体の概況	

2 事業の実施目的・効果

--

※地域に存在するワーケーション資源・魅力や住民ニーズ、地域への効果等を踏まえて記載すること。

3 事業の概要

(1) 事業の名称		
(2) 事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
(3) 事業実施地区		
(4) 事業ターゲットと理由		
(5) 事業内容	①ワーケーション拠点施設の整備	
	②拠点施設利用者誘致のためのワーケーションの体験イベントの開催及び参加者募集のための広報	
	③拠点施設を利用するワーケーション実施者と地域住民や県内企業人材との交流を図る事業	
	※外部へ発注するものについては、原則、県内事業者へ発注するものとし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載すること。	
(6) 事業実施スケジュール	年 月 年 月 年 月 年 月	
(7) 事業実施体制	※地域の理解を踏まえ、十分な体制のもと、取組を主体的に行い計画を実現できることが分かるように記載すること。	

様式第2号

鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 収支予算書

1 収入

(単位：円)

区 分		予算額 (又は決算額)	積 算	備 考
年度 (ヶ月)	本補助金			
小計				
年度 (ヶ月)	本補助金			
小計				
年度 (ヶ月)	本補助金			
小計				
合 計				

(注) その他収入については内容を具体的(施設利用料収入、体験料収入等)に記載すること。

2 支出(事業費内訳)

(単位：円)

科目		予算額 (又は決算額)	積 算	備 考
年度 (ヶ月)				
小計				
年度 (ヶ月)				
小計				
年度 (ヶ月)				
小計				
合 計				

(注) 金額は、すべて消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金
評価項目に対する考え方

(1) 事業の企画力	事業目的	(本県への都市部等からの新たな人の流れを創出し、継続的に地域と関わり応援する関係人口の拡大を図るという趣旨を踏まえた事業となっているかについて記載してください。)
	施設利用者確保の可能性	(事業内容に魅力があり施設利用者確保の可能性が高いかについて記載してください)
(2) 事業計画の実現性	実施の確実性	(事業内容を実現できる資金調達(自己資金)の確保や実施体制がとられているかについて記載してください。)
	計画の妥当性	(予算やスケジュールを含む事業計画について、実現可能か十分な検討が行われているか記載してください。)
(3) 事業の波及効果	情報発信力	(都市部等の企業人材等による本県でのワーケーション促進のための情報発信力につながる話題性等があるかについて記載してください。)
	地域への波及効果	(本事業が地域に与える影響や効果(地域活性化や経済効果等)について記載してください。)
(4) 事業の連携・協力体制		(市町村や関係機関とどのように連携・協力等がとられているかについて記載してください。)

(別紙)

鳥取県ワーケーション拠点整備事業
事業実施主体の活動状況調

申請者（団体） の概要		1 任意団体 （常設組織・臨時組織） 2 法人 3 その他（ ）	設立年月日 （活動開始年月）	年 月 日 （ 年 月 日）
団 体 用	設立目的			
	組織状況	○会員数： 人 ○事務局スタッフ： 人 ○役員の構成：		
主な活動実績 （過去2年間）				
過去2年間の 助成実績 （県・国事業等）		事業名		補助金額
担当者		連絡先	住所 〒 電話 ファクシミリ 電子メール	

(注) 規約、役員名簿を作成している団体は添付すること。